

判決年月日	平成28年12月14日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成28年(ネ)10060号		
<p>○ 控訴人が理事長を務めていた医療法人は、被控訴人との間の業務委託等基本契約に関して、信義則上、重要な情報を調査・提供する義務を負い、同義務違反という不法行為により被控訴人に生じた損害を賠償する義務を負うものであり、これを代表する控訴人も、同様の義務を負うとされた事例</p>			

(関連条文) 民法709条

(関連する権利番号等) 特許第4982865号

判 決 要 旨

1 本件は、被控訴人が、控訴人が理事長を務める医療法人外1名の株式会社との間において、韓国における皮膚再生医療技術の独占的实施に関する業務委託等基本契約を締結したところ、同契約に掲げられた医療技術につき、韓国で特許取得の手続が採られておらず、したがって、上記医療法人は、上記独占的实施を許諾する権限を有していなかったにもかかわらず、控訴人は、これらの情報を提供することなく被控訴人をして上記契約を締結させ、対価の一部を支払わせたと主張して、控訴人に対し、①主位的に、控訴人が契約締結に先立って上記情報を提供すべき義務を怠ったことにつき、不法行為が成立するとして、民法709条に基づき、損害賠償金及び遅延損害金の支払を求め、②予備的に、控訴人は、理事長として違法な業務執行を是正すべき義務を悪意又は重過失により怠ったとして、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律117条1項、198条の趣旨に基づき、損害賠償金及び遅延損害金の支払を求めた事案である。

原判決(大阪地裁平成26年(ワ)第10203号)は、主位的請求を一部認容し、その余の請求をいずれも棄却した。

2 本判決は、以下のとおり、主位的請求につき、原判決の認容額を減額して認容し、その余の請求をいずれも棄却した。

(1) 前記医療技術に係る発明が韓国において特許登録され得るものであるか否かは、前記契約の対象となる独占的实施権に関する重要な情報であるから、同契約上、被控訴人に対して上記発明等の再実施許諾をする立場にある前記医療法人としては、契約の相手方である被控訴人に対し、信義則上、上記重要な情報を調査・提供する義務(本件情報提供義務)を負うものというべきである。

しかし、上記医療法人は、これを代表する理事長である控訴人において、上記契約の締結に当たり、上記発明が既に韓国において特許登録を受けることができなくなっていたという事実を被控訴人に伝えなかったのであり、過失により、本件情報提供義務を怠ったものと認められる。そして、その結果、被控訴人は、上記契約を締結するに至ったものであるから、上記医療法人は、本件情報提供義務違反により、被控訴人に生じた損害を賠償す

る義務を負う。

(2) 控訴人は、理事長として上記医療法人を代表し、その業務を総理するものであり、この権限に基づき、上記契約の一方当事者である上記医療法人を代表して上記契約を締結したものである。しかも、控訴人は、上記契約の締結に至る経緯において主体的に行動していたことが認められる。

以上によれば、控訴人は、上記医療法人と同様に、本件情報提供義務を負い、同義務違反という不法行為によって被控訴人に生じた損害を賠償する義務を負うものと解すべきである。なお、控訴人及び上記医療法人に加え、前記株式会社及びその代表取締役も、本件情報提供義務違反によって被控訴人に生じた損害を賠償する債務を負うものと認められ、これらの債務は、不真正連帯債務と解される。

(3) 被控訴人の過失割合を30%と認めるのが相当であり、控訴人は、被控訴人に対し、30%を過失相殺した後の損害賠償金3675万円及びこれに対する遅延損害金の支払義務を負う。

(4) 被控訴人、前記株式会社及びその代表取締役は、和解契約を締結し、同代表取締役は、被控訴人に対し、同和解契約に基づき、900万円支払った。この900万円は、その全額が、当時既に発生していた遅延損害金に充当された。